

# 長期保証セレクティブキット (SK)

## 基 本 メ ニ ュ ー

### ご利用の手引き

#### ～お客様へのお願い～

本冊子をよくお読みのうえ、本サービスをご利用ください。  
本サービスをご利用いただくには、本冊子表紙に記載の  
「サービスシリアルN。」が必要となりますので、紛失  
および破棄しないようご注意ください。

## はじめに

このたびは、NECパーソナルコンピュータ株式会社（以下「当社」といいます。）の長期保証セレクティブキット（SK）の基本メニュー（以下「本サービス」といいます。）をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。

本冊子には、本サービス内容、条件、および本サービスの利用手順等を記載していますので、本サービスご利用の前に必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。なお、本サービスの最新の適用条件等につきましては、日本電気株式会社が提供するホームページ（以下「NECホームページ」といいます。）に掲載しているビジネスPC関連情報をご確認ください。

「NECビジネスPCサイト」 <http://jpn.nec.com/products/bizpc/>

## 本サービスを受ける前に

### ・ご利用の際に

本サービスをご利用いただく際には、本冊子表紙に記載の「サービスシリアルNo」が必要となります。万が一、「サービスシリアルNo」を紛失等した場合、再発行はいたしませんので、本サービスを受けることができなくなります。本冊子は大切に保管いただきますようお願いいたします。

### ・連絡先シール

本冊子には「連絡先シール」が同梱されております。「連絡先シール」にはサービスご利用時の連絡先が記載されていますので、お客さま保有の対象機器のよく見える場所にお手数ですが貼りつけて、はがれないようにご注意ください。

### ・修理チェックシート

修理チェックシートはサービスご利用（引取修理）をご依頼される際、必要事項をご記入のうえ、必ず対象機器に添付していただきます。

下記URLからダウンロードしてお使いください。

[http://jpn.nec.com/products/bizpc/support/assurance/pdf/index\\_pdf\\_01.pdf](http://jpn.nec.com/products/bizpc/support/assurance/pdf/index_pdf_01.pdf)

### ＜サービスご利用、お問い合わせについて＞

本サービスをご利用いただく場合は、本サービス専用の受付センター（以下「サービス問合せセンター」といいます。）にて電話、電子メール、またはFAXで承っております。ただし、お問い合わせは電話、電子メールのみとさせていただきます。サービスご利用、問い合わせの際は「サービスシリアルNo」（9桁）が必要です。あらかじめご準備のうえ、ご利用、お問い合わせをお願いいたします。ご不明な場合は、ご対応できないことがあります。

#### 【サービス問合せセンター】

電話：（ご購入頂いた冊子をご覧ください。）

電子メールアドレス：STC@necp.co.jp FAX：0276-38-3103（通信料有料）

受付時間：月～金 9：00～18：00（土日・祝日および当社指定日を除く）

※番号をよくお確かめのうえ、おかげください。

※電子メールおよびFAXは365日24時間（当社システムメンテナンス日を除く）受信可能です。

本サービスの受付手続きや引き取り手配は当社受付時間内に行います。あらかじめご了承ください。

※ご利用の際は電子メールおよびFAXで対応させていただきますが、電話などFAX以外の方法でご回答させていただく場合もあり、ご回答方法のご指定は承りかねますので、あらかじめご了承ください。

## 【注意事項】

- \* 1: 本サービスは製品出荷開始から3ヶ月以内の機器を対象にご購入いただけます。  
そのため、サービスのご登録いただける機器も製品出荷開始から3ヶ月以内の機種に限らせていただきます。
- \* 2: 本サービスは当社製パーソナルコンピュータをご購入と同時にご購入いただく必要があります。
- \* 3: 本サービスをご利用いただくためにサービス問い合わせセンターへのユーザ登録をしていただく必要がありますがございます、そこで、本冊子がお客様のお手元に届きしだい、1ヶ月以内にご登録をお願いします。万が一、ユーザ登録が確認できない場合は本サービスをご利用できないことがございます。
- \* 4: 追加メニューのご購入の際、ライセンス数・年数は、基本メニューと同等ライセンス数・年数、もしくはそれ以下のライセンス数・年数をご購入いただく必要があります。
- \* 5: 対象機器によっては6年目、7年目のメニューが利用できない場合があります。
- \* 6: 本サービス、1ライセンスにつきサービスを受けられる当社製パーソナルコンピュータの台数は1台とします。

## 長期保証セレクティブキット(SK)のサービス概要

長期保証セレクティブキット(SK)とは、当社製パーソナルコンピュータ[Mate、VersaPro]の標準保証の引取修理対応を、2年～7年まで拡大できる延長保証サービス(引取)です。登録された保証期間(2～7年)に標準保証規定の範囲内の故障が発生した場合に無償で修理を行います。お客様がサービス(引取修理の依頼)をご利用いただく場合は、サービス問い合わせセンターにて電話、電子メール、またはFAXでお客様から使用状況をうかがい、当社が修理を必要と判断させていただいたうえで、対象機器の引取を手配し修理を行います。さらに、基本メニューの延長保証サービス(引取)に加え、下記の追加メニューを同時にご購入いただくことも可能です。

### ＜基本メニュー＞

本保証は「1年目標標準保証引取サービス」から構成されます。  
延長引取保証サービス(2～7年)

### ＜追加メニュー＞

- ① ユーザマスター適用&修理月次報告版サービス(2～7年)
- ② 情報漏洩対策強化版サービス(2～7年)
- ③ アクシデント・ダメージ・プロテクション版サービス(2～5年)

なお、追加メニューの詳細はNECホームページの <http://jpn.nec.com/products/bizpc/> を参照願います。

## 本サービスご利用規約

# 長期保証セレクティブキット(SK) 基本メニューサービス規約 (2~7年間引取保証サービス)

### 第1条 (定義)

1. お客様がNECパーソナルコンピュータ株式会社(以下「当社」といいます。)へユーザ登録申請されたお客様保有機器に対して、以下に定める内容および条件で、2~7年間の引取保証サービス(以下「本サービス」といいます。)をお客さまに提供いたします。
2. 「対象機器」とは、日本国内に設置された当社製パーソナルコンピュータ [Mate、VersaPro] とし、その詳細はNECホームページの <http://jpn.nec.com/products/bizpc/> を参照願います。

### 第2条 (本規定の適用)

1. 本規約は、当社が提供する本サービスの利用に関し適用されます。
2. お客様は、本サービスのご利用に先立ち、本規約をよくお読みになり、本規約の内容をご承諾されたうえで本サービスをご利用いただくこととします。また、当社は、お客様が本サービスをご購入されたことにより、本規約のすべてに同意されたものとさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。万が一、ユーザ登録されたお客様と保有機器のご使用者が異なり、サービス利用がご登録ユーザと異なる場合はサービス利用されるお客様の責任において、ご登録ユーザの承認を得てご利用いただくこと、ならびに「長期延長セレクティブキット(SK) 基本メニューご利用手引き」の内容に基づき、当社がサービス提供させていただくための情報をご利用者から得ることを条件として、当社は本サービスを提供いたしますので、あらかじめご了承ください。

### 第3条 (本サービスの内容)

本サービスは、登録された保証期間(2~7年)に標準保証(1年目引取修理サービス)規定の範囲内の故障が発生した場合に無償で修理を行います。本サービスをご利用される場合は、サービス問合せセンター(以下「コールセンター」といいます。)にて電話、電子メール、またはFAXでご連絡ください。ご連絡後、お客様から使用状況をうかがい、当社が修理を必要と判断した場合に、対象機器の引取を手配し修理を行います。引取サービスは当社指定の宅配業者がお客様から、i) 故障が発生した対象機器、ii) 修理チェックシートを引き取り、修理完了後にお客さまにお届けします。なお、当該引き取りおよびお届けにかかる送料は、サービス提供期間の内外を問わず無料(離島を除く)となります。有償修理の費用(出張料、技術工料、緊急対応料)は現金でお支払いいただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

### 第4条 (本サービスの適用条件)

1. 登録可能な対象機器  
対象機器の出荷開始から3ヶ月以内のMate、VersaPro(型番の先頭がPC-MK、PC-VKのモデル)。最新の対象機器はNECホームページの <http://jpn.nec.com/products/bizpc/> を参照願います。
2. 本サービスの適用範囲  
第5条に記載された登録方法に基づき、当社に登録され、かつ日本国内に設置された当社製パーソナルコンピュータ本体およびセレクションメニューで選択した当社製パーソナルコンピュータ用純正オプション機器のハードウェア製品にのみ適用されます。また、次に定めるものは本サービスの対象外となります。
  - ・ビジネスPCの出荷時に同梱されていない拡張機器(Mateの外付けディスプレイ)
  - ・消耗品(バッテリー、乾電池、各種媒体等)
  - ・ソフトウェア(OS、アプリケーション)

### 3. サービス提供期間

サービス提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいた当社製パーソナルコンピュータ本体の保証開始日（1年目標準保証引取サービス含む）からご購入された本サービスの年数（2年間/3年間/4年間/5年間/6年間/7年間）の終了日までです。ただし、6年版7年版の本サービスは、当社が本サービス登録可能な機器を設定しておりますので、あらかじめご確認のうえ、ご購入ください。

※保証開始日からご登録までの経過期間は本サービス期間から差し引かれます。

### 4. サービス適用開始日

「対象機器を日本電気株式会社または販売店からご購入頂いた日」が本サービスの開始日となります。次のいずれかの方法により、サービス適用開始日を確認します。

- (1) 購入日を確認できる対象機器に添付された保証書
- (2) 対象機器の購入日が明記された書類（例：対象機器購入時の納品書、領収書など）
- (3) 上記のいずれの方法において保証期間内であることが確認できない場合、本サービスの登録情報から判別。

## 第5条（登録方法）

- 1) 本サービスをご利用いただくためには、本冊子ご購入からお手元に届きしだい、1ヶ月以内に当社へお客様情報を登録申請していただくことが必要です。お客様の情報を登録申請していただくには、電子メール、またはFAXで登録申請を行っていただく必要があります。当社での登録承認の後、お客様に「登録完了のお知らせ」を電子メール、またはFAXで送付します。「登録完了のお知らせ」の送付をもって、当社がお客様に対し、本サービスを適用することを承諾した証とします。  
(電話での登録申請は行っておりません。)
- 2) 当社での登録が完了しなければ本サービスは開始されません。万一、当該期間内に登録申請をされなかった場合、お客様は本サービスを受けられませんので、必ずご登録をお願いいたします。

### <電子メールアドレスでのご登録>

電子メール : STC@necp.co.jp

登録申請が完了しだい、「登録完了のお知らせ」メールが送信されます。

### <FAX用紙でのご登録>

FAX : 0276-38-3103

登録申請が完了しだい、「登録受付のお知らせ」がFAX送信されます。

### ■登録に必要な情報について

#### ①ご登録者（ご契約者）情報

- ・会社名 　・部門名 　・ご住所 　・ご担当者
- ・電話番号 　・FAX 　・電子メールアドレス
- ・本サービスのサービスシリアルNo（本冊子の表面に記載されています。）
- ・PC本体型番（保証書もしくはパーソナルコンピュータ本体の銘板ラベルを参照してください。）
- ・PC本体製造番号（保証書もしくはパーソナルコンピュータ本体の銘板ラベルを参照してください。）
- ・ご購入日（保証書もしくはパーソナルコンピュータ本体の銘板ラベルの出荷年月、または対象機器購入時の納品書、領収書などをご参照ください。）

※ご登録用紙はN E Cホームページ（<http://jpn.nec.com/products/bizpc/>）よりダウンロードしてください。

## 第6条（修理申込み連絡先）

本サービスのお申し込みは、電話、電子メール、またはFAXにて承っております。  
電子メール、ならびにFAXの場合は、修理依頼書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。お申し込みの際は、「サービスシリアルNo」（9桁）が必要です。あらかじめご準備のうえ、ご利用、お問い合わせをお願いします。ご不明な場合、ご対応できないことがございます。

- ・電話：（ご購入頂いた冊子をご覧ください。）
  - ・電子メールアドレス：STC@necp.co.jp
  - ・FAX：0276-38-3103（通信料有料）
- 受付時間：月～金 9:00～18:00（土日・祝日および当社指定日を除く）  
※電子メールおよびFAXは365日24時間（当社システムメンテナンス日を除く）受信可能です。  
本サービスの受付手続きや引き取り手配は当社受付時間内に行います。あらかじめご了承ください。

※申込書はN E Cホームページ（<http://jpn.nec.com/products/bizpc/>）よりダウンロードしてください。

## 第7条（引取サービスの諸条件）

1. お客様の義務、権利の譲渡、本サービスの失効、再委託、秘密保持、個人情報の取り扱い、本サービス内容の変更、規約変更、責任の制限、合意管轄につきましては、「N E Cパーソナル製品修理約款」の内容に準拠いたします。

以上

（2013年12月制定）



2013.12